

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る誓約書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧をするに当たり、次のことを誓約します。

1. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書に記載した事項及び委託内容に一切、偽りはありません。
2. 今回の閲覧により知り得た情報は、申出した目的以外には利用はしません。
3. 閲覧及び閲覧で知り得た情報の取扱いは、申出書に記載した者以外は一切行いません。
4. 閲覧者が同意書に違反する行為があった場合には、閲覧により知り得た情報の市への返納を含め、職員の指示に従います。
5. 閲覧及び閲覧により知り得た情報の取扱いに際しては、住民基本台帳法、個人情報の保護に関する法律及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の主旨を理解し、遵守いたします。
6. 閲覧の際により知り得た情報の複製は行わず、他の者が見ることのないよう施錠できる保管庫で適切に管理し、申出の目的に使用した後は、速やかに責任をもって適切に処分します。
7. 閲覧により知り得た情報が、個人のプライバシーの侵害、または、差別行為につながるよう慎重に取り扱い、他に公表しません。
8. 閲覧によってプライバシーの侵害等の問題が生じた場合は、当方の責任で適切に処理いたします。
9. 市が要綱に定める時期、内容、方法等で、閲覧状況を公表することについて、了承いたします。

年 月 日

大和市長 殿

申出者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

印

閲覧者 住 所

氏 名

印

※申出者が委託されている場合

委託元 所在地

名称及び代表者名

印

《注意》

- ・偽り、その他不正な手段により閲覧申請または閲覧した場合や、利用目的以外に利用または、取扱者以外に提供した場合は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金、もしくは30万以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第45条、第50条)
- ・個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得する、または適切な利用や管理を行わなかった場合等には、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(個人情報の保護に関する法第84条)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る誓約書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧をするに当たり、次のことを誓約します。

1. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書に記載した事項及び委託内容に一切、偽りはありません。
2. 今回の閲覧により知り得た情報は、申出した目的以外には利用はしません。
3. 閲覧及び閲覧で知り得た情報の取扱いは、申出書に記載した者以外は一切行いません。
4. 閲覧者が同意書に違反する行為があった場合には、閲覧により知り得た情報の市への返納を含め、職員の指示に従います。
5. 閲覧及び閲覧により知り得た情報の取扱いに際しては、住民基本台帳法、個人情報の保護に関する法律及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の主旨を理解し、遵守いたします。
6. 閲覧の際により知り得た情報の複製は行わず、他の者が見ることのないよう施錠できる保管庫で適切に管理し、申出の目的に使用した後は、速やかに責任をもって適切に処分します。
7. 閲覧により知り得た情報が、個人のプライバシーの侵害、または、差別行為につながるよう慎重に取り扱い、他に公表しません。
8. 閲覧によってプライバシーの侵害等の問題が生じた場合は、当方の責任で適切に処理いたします。
9. 市が要綱に定める時期、内容、方法等で、閲覧状況を公表することについて、了承いたします。

年 月 日

大和市長 殿

申出者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

印

共同申出者 所在地

名称及び代表者名

印

閲覧者 住 所

氏 名

《注意》

- ・偽り、その他不正な手段により閲覧申請または閲覧した場合や、利用目的以外に利用または、取扱者以外に提供した場合は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金、もしくは30万以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第45条、第50条)
- ・個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得する、または適切な利用や管理を行わなかった場合等には、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(個人情報の保護に関する法第84条)